

産業建設常任委員会会議録

[平成22年12月15日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成22年12月15日
午前10時00分 開会
午後 2時00分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	水 田 泰 善
農業振興部長	奥 野 満 也
都市整備部長	野 田 博
下水道部長	道 上 光 明
産業振興部次長	山 下 達 也

農業振興部次長	神	田	拓	治
都市整備部次長	山	田		充
下水道部次長	松	下		修
産業振興部商工観光課長	興	津	良	祐
産業振興部企業誘致課長	北	川	真由美	
産業振興部水産振興課長	早	川	益	弘
農業振興部農林振興課長	太	田	孝	次
農業振興部農地整備課長	大	瀬		久
農業振興部地籍調査課長	原	口	幸	夫
農業振興部農業共済課長	松	本	安	民
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道課長	山	崎	昌	広
下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展	弘
次長兼農業委員会事務局長	竹	内	秀	次
国民宿舎支配人	北	川	満	夫

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第73号 平成22年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 5
 - ② 議案第74号 平成22年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）…………… 9
 - ③ 議案第75号 平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）……… 13
 - ④ 議案第79号 平成22年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて…………… 14
 - ⑤ 議案第80号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について（八幡地区）… 18
 - ⑥ 議案第81号 字の区域の変更について（八幡地区）…………… 19
 - ⑦ 議案第82号 字の区域の変更について（広田、八木、神代、松帆、西淡志知地区）…………… 19
 - ⑧ 議案第83号 南あわじ市国土利用計画の策定について…………… 21
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 27
3. その他…………… 27

III. 会議録

産業建設常任委員会

平成22年12月15日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時00分)

○廣内孝次委員長 皆さん、おはようございます。

ことしの冬は寒暖の差が大変厳しくて、皆さん方におかれましても、健康に留意して執務に当たっていただきたいと思います。

きのう、ふたご座流星群が見れるということで、遅くなった方もいらっしゃるかと思いますが、正確、詳しく御答弁なされることをお願いしまして、あいさついたします。

それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

それでは、まず執行部、市長あいさつをお願いします。市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

今も委員長さんからお話ありましたとおり、ちょうど気候の非常に変化が激しいわけでございまして、私もちょっと油断があったんか、ちょっと風邪ぎみでございます。

きょうは、産業建設常任委員会、先の本会議で付託を申し上げました案件、数多くあるわけでございますが、どうぞ適切妥当な御決定をお願いいたします。

先の総務常任委員会の際に少し申し上げた件でございます。皆さん非常に関心の深い淡路の環境未来島構想。このことについて、県の県議会が今開かれておりまして、原哲明議員さんが10日の日に一般質問をこの件についてされております。中身についてはもう読み上げませんが、知事がその中で特にこの特区は皆さん御案内のとおり、エネルギーと食と農、人生。この3つの分野をとということになってるということで、答弁をずっと5つほどされておりますが、その中で産建に関連する農業の問題。このことについては、新しい取り組みとして、エネルギーと食料の自給。これによって地域の自立性を高め、そして新しい産業と雇用を奏していきますと。医療、福祉、子育てなど生活の基盤を整えることによって、2地域、すなわち2地域居住、都会で住居を住みながら、またこの淡路のほうでもう1つ、別荘ではないですが、そういう生活圏としてする、そういう居住。またU、J、Iターン、それから高齢化が非常に進んでると。大都市とのこの地域を受け皿という形も考えるべきでないかということでございます。今、具体的に農については、農の人材育成では就農に必要な農地を確保しつつ、企業と地元生産者などが一体となったインターシップの仕組みづくり。それからバイオマス発電では、技術的な課題解決と効果的な資源回収の基盤をつくって、食のブランド化では島内、島外で淡路の食の魅力を浸透させる戦略など、プロジェクトを生み出す仕掛けを考えていかねばならないということで、ちょっと具体的な内容がつかめないんですが、農につけても、今申し上げたようなことを、知事が取り組んでいかないかんというふうに申されております。何としてもこの特区がうまくで

きることによって、特に淡路のこれからの流れっちゅうのは非常にかわってくるんじゃないかなというふうに期待をいたしております。

最後に、鳴門海峡大橋の料金につけても、低減化とまた無料化。これにも国のいろいろな方面に働きかけをして、何とかこの地域をモデルの形として協力を願っていきたいというふうに、最後のところに申ししておりました。

以上、一般質問の答弁でございますので、知事のある程度の考え方が農に対して示されたかなというふうに思っております。以上、ごくかいつまんでの御報告でございますが、またいろいろと参考になる弁があれば、していただきたいなと思います。

なお、ちょっと後また公務入ってますんで、中座させていただきます。

① 議案第73号 平成22年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）

○廣内孝次委員長 それでは、ただいまから第36回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件につきましては、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 補正の部分だけ再度説明をしていただきたいなと思います。①、②、③の補正の部分だけ。

○廣内孝次委員長 ①、②、③のですね。

○長船吉博委員 はい、お諮り願います。

○廣内孝次委員長 それでは、ただいま長船委員から補正の分に関して、一応、付託案件の①、②、③に関しまして、再度説明を受けたいという申し出がありましたけども、どのようにしたらよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきたいと思います。

それでは、議案第73号、平成22年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）について、再度説明をお願いいたします。

下水道部長。

○下水道部長（道上光明） おはようございます。

それでは、議案第73号、平成22年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、人事異動等による人件費の調整、処理場施設維持管理業務の入札による減額、公共下水道事業及び漁業集落排水事業における補助対象事業費の確定に伴う建設改良費の減額。並びにこれらの経費の減額に伴う一般会計補助金の減額が主な補正内容でございます。

それでは、146ページをお開きいただきたいと思います。公共下水道事業の収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款、下水道事業収益、2項、営業外収益9,520万円を減額し、総額を10億3,812万8,000円とするものでございます。内容は、2目、他会計補助金の減額でございます。

次に、支出でございますが、1款、下水道事業費用、1項、営業費用1,026万1,000円を減額し、総額を10億7,825万2,000円とするものでございます。主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の減額、及び3目、処理場費、25節、委託料580万5,000円の減額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出のうち収入でございます。1款、資本的収入、1項、企業債、2,750万円を減額し、総額を12億6,340万円とするものでございます。次に、2項、国庫補助金、5,510万円を減額し、総額を8億2,000万円とするものでございます。次に、5項、他会計補助金、4,690万円を追加するものでございます。

続きまして、支出でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費9,085万9,000円を減額し、総額を21億9,930万9,000円とするものでございます。主なものといたしましては、1目、公共下水道事業費、補助対象事業費の確定に伴う工事請負費の減額でございます。

続きまして、150ページをお開きいただきたいと思います。

農業集落排水事業の収益的収入及び支出のうちの収入でございますが、1款、下水道事業収益、2項、営業外収益1億322万1,000円を減額し、総額を2億1,978万円とするものでございます。内容は、1目、他会計補助金の減額でございます。

次に、支出でございますが、1款、下水道事業費用、1項、営業費用291万2,000円を減額し、総額を2億6,524万3,000円とするものでございます。主なものといたしましては、2目、マンホールポンプ費の設備移設工事費の追加、及び3目、処理場費、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出のうちの収入でございます。1款、資本的収入、3項、他会計補助金、8,622万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、支出でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費173万3,000円を追加し、総額を210万1,000円とするものでございます。内容は、1目、

下水道施設改築事業費、処理場改築事業費の追加でございます。

続きまして、152ページをお開きいただきたいと思います。

漁業集落排水事業の収益的収入及び支出のうちの収入でございます。1款、下水道事業収益、2項、営業外収益、835万5,000円を減額し、総額を1億874万6,000円とするものでございます。内容は、1目、他会計補助金の減額でございます。

次に、支出でございます。1款、下水道事業費用、1項、営業費用111万円を減額し、総額を1億6,758万6,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、3目、処理場費、25節、委託料177万4,000円の減額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出のうちの収入でございます。1款、資本的収入、1項、企業債120万円を減額し、総額を1,080万円とするものでございます。2項、県補助金170万円を減額し、総額を830万円とするものでございます。それぞれ、補助対象事業費の確定によるものでございます。5項、他会計補助金205万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、支出でございますが、1款、資本的支出、1項、建設改良費12万5,000円を減額し、総額を2,934万1,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、排水施設整備事業費の委託料及び工事請負費の減額、並びに下水道施設改築事業費の工事請負費の追加でございます。

引き続きまして、155ページをお開きいただきたいと思います。

コミュニティプラント事業の収益的収入及び支出のうちの収入でございます。1款、下水道事業収益、2項、営業外収益5,506万円を減額し、総額を1億2,394万1,000円とするものでございます。内容は、1目、他会計補助金の減額でございます。

次に、支出でございますが、1款、下水道事業費用、1項、営業費用54万7,000円を減額し、総額を1億1,578万9,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、3目、処理場費、25節、委託料の減額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出のうちの収入でございます。1款、資本的収入、3項、他会計補助金5,306万円を追加するものでございます。

次に、156ページにまいりまして、支出でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費115万5,000円を追加し、231万円とするものでございます。内容は、処理場改築工事費でございます。

それでは、135ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございまして、収入につきましては、1款、下水道事業収益、表内右端の合計欄でございますが、2億6,183万6,000円を減額いたしまして、総額を17億9,525万1,000円とするものでございます。また、支出につきましては、1款、下水道事業費用1,483万円を減額し、総額を23億1,296万8,000円とするものでございます。

続いて、136ページをお願いいたします。

第3条は、予算第4条の本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金8,132万円及び当年度分損益勘定留保資金9億4,208万5,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,545万1,000円、過年度分損益勘定留保資金9,289万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金6億9,422万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額のうち収入につきましては、1款、資本的収入、1億273万6,000円を追加し、総額を23億4,488万1,000円とするものでございます。また、支出につきましては、1款、資本的支出、8,809万6,000円を減額し、総額を31億7,745万4,000円とするものでございます。

なお、収入及び支出それぞれの内容につきましては、先に説明をさせていただきましたとおりでございますので、お願いをいたします。

続きまして、第4条は債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為をすることができる限度額を変更するものでございます。

続きまして、138ページをお願いいたします。

第5条は企業債の補正でございまして、企業債の限度額を変更するものでございます。

第6条は、予算第9条に定めた、議会の議決を経なければならない、流用することができない経費であり、職員給与費の補正でございまして、

第7条は、予算第10条に定めた、他会計からの補助金の補正でございまして、

続きまして、157ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、ごらんおきをいただきたいと思っております。

以上、議案第73号、平成22年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 処理場施設維持管理委託料、これの減額、公共、農業、漁業、コミュニティー全部この減額になつとるんやな。この契約っていうのは、どういうふうな契約になつとるか、これだけ金額の高いとこだったら五百数万か、減額なつとる。それどういう契約になつとるか、そこらちょっと御説明をお願いしたいなど。

○廣内孝次委員長 下水道課長。

○下水道課長（山崎昌広） この維持管理の部分につきましては、やはり積算基準というものがございまして、それなりにうちのほうで、直営のほうで積算をしております。それで、いろいろ施設の大きくなり、また放流量とか流入量、いろいろ要素があるんですけど、そこらから一応得たものが、一応設計額というようなことで、そこらを今度、業者のほうに対して入札するというような、そんな形でやっとなります。それで、これだけの額が減というような、そんな形になっとなります。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これはもう端的に、要は入札減で考えていいわけですね。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第73号、平成22年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

② 議案第74号 平成22年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）

○廣内孝次委員長 次に、議案第74号、平成22年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 平成22年度南あわじ市農業共済事業会計の補正予算について、御説明申し上げます。

ページにおきましては、163ページより172ページになっております。

今回の補正でございますけれども、園芸施設の無事戻金の確定並びに業務勘定におきます補正でございます。

166ページの明細書を元に御説明させていただきます。

1款、まず園芸施設共済勘定の収入でございます。1款、園芸施設共済事業収益、1項、事業収益、4目、園芸施設連合会特別交付金。補正額でございますけれども、18万3,000円の増でございます。これにつきましては、園芸施設連合会より特別交付金をいただいております。合計額417万4,000円になっております。

続きまして、支出でございます。1款、園芸施設共済事業費、1項、事業費用、4目、園芸施設無事戻金でございます。これにつきましては、補正額18万3,000円になっています。32戸の農家に対して無事戻金を支払うことになっております。合計額417万4,000円になっております。

続きまして、業務勘定のほうでございますけれども、これにつきましては、主たるものは職員の異動に伴うものでございます。1款、業務事業収益、1項、事業収益、2目、受取奨励金。補正額11万2,000円の増になっております。合計で1億1,320万1,000円でございます。これにつきましては、農業新聞共済連合会より奨励金として11万2,000円をいただいております。

続きまして、支出の部でございますけれども、1款、業務事業費用、1項、事業費用、2目、一般管理費でございます。これにつきましては、給与におきまして20万1,000円の増、手当におきましては38万3,000円の減でございます。その他でございます。補正額におきましては11万2,000円ということで、合計額1億1,320万1,000円というふうになっております。

その他職員等の給与費、明細書等につきましては、168ページから載っておりますので、お目通しのほどよろしく願い申し上げまして、慎重審議の上、適正なる御決定をお願い申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この無事戻しの417万4,000円ですが、これはまず対象農家戸数が何ぼで、これらの対象者の掛金総額が幾らで、417万4,000円の無事戻しがあったのかをちょっとお聞かせ願えます。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 無事戻金の明細につきましては、議案79号のほうで詳しく説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○廣内孝次委員長 ほんなら、印部委員、それでよろしいですか。

○印部久信委員 それでいい。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございますか。
森上委員。

○森上祐治委員 細かいことなんですけどね、この事業収益のところ、農業共済新聞普及奨励金11万何ぼと、112万4,000か、これの支出見よんですが、ちょっとこの使い道というのは、これどういうふうにも使われとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 農業共済新聞普及奨励金11万2,000円を補正させていただきまして、この11万2,000円につきましては、農業共済新聞は共済の連絡員の皆様、それから農業振興部のほうの購読部数等で、それに伴う連合会のほうからの購読の奨励でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 購読の奨励っていうのはどういうふうにするんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 説明不足ですいませんでした。農業共済新聞につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、農業共済の各連絡員さん、各地区の共

済のお世話をさせていただく方に購読をしていただいています。その購読料の一部について、連合会のほうから補助金としていただいておりますので、使い道は購読料のほうに充当をしております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
原口副委員長。

○原口育大副委員長 施設園芸のほうの無事戻金は後で出てくるということなんですけども、家畜であったり果樹であったり、農作物、水稻とかのそれぞれ勘定があるんですけど、それぞれ無事戻しとかいう考え方というのは、水稻なんかは無事戻しがあるように思うんですけど、それぞれどういうふうなこう、考え方で無事戻しの制度があるのか、それぞれについてあるのか、またどういうふうな基準でそれが行われているのか、施設園芸は後でもええですけど、全体的に聞かせていただけたらと。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 先ほどの無事戻しの概念でございますが、農業共済事業におきましては、無事戻しはございます。基本的な考え方としましては、22年度を基本にしますと、22年度に加入していただいた方で、前年21、20年、19年、過去3年間の共済の掛金に対しての、基本は2分の1の無事戻しを行います。

ただ、その計算式におきまして、過去3年間の共済金の2分の1から過去3年間のその方に、農家に渡した共済金と、過去2年間の無事戻しの金額を引いて、なおかつ残った場合に無事戻しをしておりますので、簡単に言いますと、損害が出て共済金を、多額の共済金をいただいた場合は、無事戻金はございません。

また、過去2年間において無事戻金が多い場合も無事戻金はございません。基本的には、過去3年間の共済金の2分の1については、戻ってくるような考えでございます。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第74号、平成22年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）について、

原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第75号 平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）

○廣内孝次委員長 次に、議案第75号、平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ただいま上程いただきました、議案第75号、平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整に伴う減額が主なものでございます。

予算書は、173ページをごらんください。

平成22年度国民宿舎事業会計予算第2条で定めた収益的支出のうち、第1款、国民宿舎事業費用、第1項、営業費用を369万4,000円減額し、補正後の事業費用の総額を4億5,863万円と定めるものでございます。

第3条の職員給与費合計が誤って9,528万4,000円になっておりましたが、正しくは7,528万4,000円ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

174ページの補正予算説明書をごらんください。1款、国民宿舎事業費用、第1項、営業費用で給料、手当、法定福利費、厚生福利費の人件費関係分として369万4,000円を減額し、3億960万3,000円とするものでございます。

175ページの総括の表中、法定福利費と厚生福利費を合算するため、法定福利費等に項目を改め、また金額につきましては、それぞれ公務災害負担金6万2,000円が計上されておらず、法定福利費等を補正後1,700万9,000円を1,707万1,000円に、補正前1,717万1,000円を1,723万3,000円に、合計欄を補正後、7,522万2,000円を7,528万4,000円に、補正前7,891万6,000円を7,897万8,000円に訂正させていただきます。またそれを今後、こういうことがないように気をつけますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

以上、議案第75号の平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）につきましては、慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第75号、平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第79号 平成22年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて

○廣内孝次委員長 次に、議案第79号、平成22年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

それでは、さっきの印部委員の質問に対して、農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 園芸施設共済無事戻金の詳細説明でございますが、今回の補正金額は39万6,388円でございます。これにつきましては、連合会のほうから交付金としていただきまして、32戸の農家に対してお支払いをさせていただきます。先ほどのお話の中でございましたように、この無事戻金は過去3年間の共済の掛金を基礎として、それから各農家に支払った支払い共済金並びにその年度、過去2年間の無事戻金を基準として計算をしております。

22年度でいきますと、19、20、21が対象でございますが、19年度は共済金額

が1億7,180万5,000円を引き受けさせていただきまして、引受棟数は140棟。共済の掛金は138万6,298円でした。その年には、19年度には、支払い共済金が53万2,719円を支払っております。

それで、20年度は、共済金額が1億7,155万8,000円。引受棟数が139棟。その共済掛金が134万6,280円。20年度は支払い共済金はありません。その年の無事戻金が106万6,281円で、46の農家の方に支払っております。

21年度、前年度は、共済金額が1億4,813万4,000円で、引受棟数は125棟。その共済掛金が115万9,466円です。支払い共済金は52万6,946円です。無事戻金につきましては、21万3,613円。

ちょっと数字ばかりなんですけど、22年度の39万6,388円の根拠となる共済の掛金が、各19、20、21で370万程度でございます。そのうち2分の1でございますので、180万程度の共済の掛金をお戻しするところがございますが、過去2年に無事戻金を127万程度お支払いしておりますので、それを引いた残りの分につきまして、大体戻すようになりますので、ことしは約40万程度というような内訳となっております。

ただ、農家それぞれに入っていただくハウス、要するに棟が違います。そういうところで3年連続入るとる棟もございますが、ことしはこの棟は入らないとかいうところもありますんで、それぞれの農家によって掛金が年によって違いますんで、大まかな説明になりますが、以上でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、説明されたんは、棟数の数を言われたんですが、対象農家戸数は何軒あります。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 全体で72戸あります。そのうちの32戸分です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 72戸で32戸が無事戻しの対象農家ということは、後の40戸ぐらいは無事戻しの対象農家でないということは、今、課長言われたように、何らかの形で被害があつて共済金を支払うとることやね。そうですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 印部委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、ことし32戸というのは、20年度に無事戻金をいただいた農家の方が46戸で100万ぐらい出てますんで、過去2年間の無事戻しも換算しますんで、無事戻しの金額よりも、過去3年間の共済金の支払いを受けた農家とか、過去2年間の無事戻しを受けた農家が、ことしの無事戻金よりも過去においていただいとる金額が多い場合は、該当しないこととなります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この被害の算定ですね、これは施設園芸の場合は、南あわじの場合はほとんど菊と見ていいのかな、まず。施設園芸の対象は、園芸施設は主に何ですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 施設園芸の対象は、ほとんどが菊、それから苺栽培、それからトマト栽培となっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 支払い共済については、水稻の場合は30パーセントの足切りがあるんですが、この施設園芸っちゅうのは、被害算定で共済金支払う場合は、何らかの足切りとかそういうような制度はこれあるんですか。どんなような被害算定しとるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 被害算定につきましては、基本は1棟ごとに損害額が3万円または時価額の合計額の1割を超える場合は共済金を支払っておりますが、支払い共済金につきましては、損害額の8割。

それから査定といいますか、損害額の評価につきましては、施設につきましては、連合会の職員とともに行きまして、中の栽培している農作物については、普及センターの技術員さんと立ち会って、技術員のほうに損害額を査定していただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらこれはまず引き受けするときに、例えば菊の場合に、平米数かける何ぼというように、引受金額の上限はどんなようにして決めとるんですか。例えば水稻であったら1反当たり450キロとかいろいろありますね、上限かけるキロ200円というようなことでやってますわね。牛の場合であったら、いろいろありますけど、1頭当たり40万、45万というような評価額を出していきますわね。例えばこの菊の場合は、どんなような評価額の方法をとっておるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 当然、園芸共済は先ほど説明させていただきましたとおり、本体施設というか、施設と中で育てる作物というか、農作物の加入と2手に分かれております。

施設につきましては、その施設の建築費いうか、建物共済と同じように考えていただいたら結構かと思えます。

農作物の加入については、過去の出荷額等を基礎にしていると思えます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 例えば、そしたらトマトのハウスであったらどんなような評価額を出してるんですか。引き受けのときの加入金額はどないして出すんやこれ。トマトやいうた場合。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 今、手元に資料がありませんので、調べさせていただきます。御報告させていただきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、共済、農家の農家負担の共済掛金ですが、水稻でも家畜でもすべて国庫補助というのはついて回るとるんですが、この園芸施設共済の場合は、掛金に対する国庫補助金ちゅうのはあるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 国庫補助につきましては、掛金の50パーセントが国の負担となっております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第79号、平成22年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。
よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
暫時休憩いたします。再開は11時とします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

⑤ 議案第80号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について（八幡地区）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
次に、議案第80号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について（八幡地区）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第80号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について（八幡地区）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第81号 字の区域の変更について（八幡地区）

○廣内孝次委員長 次に、議案第81号、字の区域の変更について（八幡地区）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第81号、字の区域の変更について（八幡地区）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第82号 字の区域の変更について（広田、八木、神代、松帆、西淡志知地区）

次に、議案第82号、字の区域の変更について（広田、八木、神代、松帆、西淡志知地区）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 この変更なんですけども、地籍調査に伴う変更という説明を聞いてお

るんですけども、今の南あわじ市の地籍調査の現状を、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○廣内孝次委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（原口幸夫） 進捗状況で御報告させていただきます。

対象面積ですけども、226.84平方キロございます。その内訳といたしまして、平たん地面積が92.95平方キロ。山林部ですけども、133.89平方キロです。それです、調査済み面積といたしまして、平たん部におきましては63.98平方キロ実施しております。山林部については22.85平方キロ。進捗率にいたしますと、平たん地の進捗率は68.83パーセント、山林部につきましては17.06パーセントでございます。以上です。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ今、この字の変更、広範囲に広田、八木、神代、松帆、西淡志知、やっておられるんですけども、この地籍調査した、するときに、地権者等々の中で話し合い等々においては、スムーズに運んでおるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（原口幸夫） 多少の困難はございますけど、ほとんど順調にしております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今後はどういう地区を対象として行われるんか、また、できれば福良地区における地籍調査は今後どういうふうな考え方かをお聞きいたします。

○廣内孝次委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（原口幸夫） 今後の動向といたしましては、現在実施してる土地に連続する地区を実施するのが有効的なので、順序いくようにしております。

今、言われております福良地区につきましては、地元要望とかですね、地元の協力体制が整えば、今後実施するようにはしていきたいと思いますが、今現在は旧緑と旧西淡がち

よっと全体的におくれておりますので、重点的に旧西淡、旧緑を実施しているのが現状でございます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この地籍調査というのは、ほんとに今後、非常に大事なもので、ぜひともできる限り進めていただきたいと思いますんですけども、特に福良の場合は地元の自治会とかいうのが、こういう隣近所の争いみたいな中に入るというのは、なかなか難しいんですよね。ある程度入らないかんのかなってということもあるんですけども、いろいろな弊害があるんですけども、ぜひとも必要な事業でございますので、気長に我慢強く今後も押し進めていきたいと、いってほしいということを要望して終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第82号、字の区域の変更について(広田、八木、神代、松帆、西淡志知地区)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第83号 南あわじ市国土利用計画の策定について

○廣内孝次委員長 次に、議案第83号、南あわじ市国土利用計画の策定についてを議題とします。

この案件についても、本会議において説明を受けておりますが、再度説明を求めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(野田 博) ただいま上程いただきました、議案第83号、南あわじ市国土利用計画を定めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条に基づき、長期にわたり安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、南あわじ市の区域内の土地利用に関して、兵庫県国土利用計画を基本として、そして南あわじ市総合計画基本構想に則して利用計画を策定しようとするものでございます。この計画は南あわじ市において初めて策定されるものであり、平成21年度、平成22年度の2カ年にわたり調査、協議を重ねてきたものでございます。市総合計画において目指すべき都市像としております、食がはぐくむふれあい共生の都市の実現に向け、食の機能を活かし守り、元気あふれる市土の創造を基本理念として、公共の福祉の優先、土地の有効利用の推進、自然環境への配慮を理念の柱として、効率的で効果的な土地利用を推進していく、土地利用に関する行政の指針となるものでございます。

以上、議案第83号、南あわじ市国土利用計画を定めることについて、御慎重、御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

原口副委員長。

○原口育大副委員長 21ページで、土地利用転換の適正化という項目の中で、山ろく周辺の回復が困難な耕作放棄地については、地域の実状に応じて森林等への利用転換を検討しますとなっておりますけれども、具体的にはどういうふうなことを考えておられるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(森本秀利) すいません、21ページのどこでお話なんでしょう。

○廣内孝次委員長 原口副委員長、再度お願いします。

○原口育大副委員長 21 ページ6 になるのかな、土地利用転換の適正化という部分で、山ろく周辺の回復が困難な耕作放棄地については、地域の実状に応じて森林等への利用転換を検討しますとなっておりますけれども、具体的にはどういうふうなことを考えておられるんでしょう。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 今、御質問いただいたところにつきましては、いわゆる農用地の利用転換のところでございまして、農用地のお話でございまして、農用地につきましては、いわゆる土地利用の転換、いわゆる転用ですね、これを行いますと、元に戻すことが難しい、大変困難な話ではございますので、それをやる時には十分周囲、周辺環境ですね、それを乱さないように行っていくものでございます。その中で、また特に山ろく周辺の回復が困難、放棄地についてですね、農用地自体にもう回復ができないような状況にあるものにつきましては、改めて農用地に復旧するのではなくて、その周囲の実状等も考えてですね、山に返す、山にするというようなことも一つの方法ではないかということで、ここには記載をさせていただいております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 よく圃場整備率とかいうことで、どれぐらい進んだらやという問題が質疑されることあるんですけども、農用地っていう、何かそういう、いろんな区分があると思うんですけど、圃場整備の対象になるような分母のほうに含まれる、含まれないとかですね、その辺いうのはこういったものの扱いによってかわってくると思うんですけど、そこら辺は農地整備課の担当かと思うんですけど、そういう山際でですね、もう農地としてどうなんかというふうなところについて、どのようなこう、私は整理が必要じゃないかなと思っとるんですけど、そこら辺はどんなことなんでしょう。これと関係ありますか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） まず、圃場整備率を出す場合の分母につきましては、私どもでは農振農用地の中の田の面積ということを分母にさせていただいてます。現在45パーセント程度というふうな状況でございます。

それで、次の山ろく地の圃場整備の可能性とか、必要性とかいう部分ですけども、こちらにつきましては、基本的に農振農用地ということであれば、対象地区になるわけですね

ども、整備の効果ですね、面整備を行って農作業の効率化とか、生産性の向上とかいうのが図れるような場合につきましては、事業を進めていきたいというふうに思っておりますが、どうしても事業を実施しても形状が変わらないというふうな場合もありますので、そういう場合については、地元との協議の中で取捨選択するというふうなことで考えております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 農業委員会の関係にもなるかと思うんですけど、耕作放棄地をいろいろ鳥獣害との絡みでどういうふうにするかというたときに、こう里山というか、ちょうどそういう山と田んぼとの境目いうところにこういうものが発生してきよると思うんですけど、そこえらでいろいろ今から施策を施していく上で、この利用計画との整合性というか、何かそういったものは考えられるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内秀次） この都市計画の利用計画につきましては、農業委員会も参画して、一応、案をこしらえている状況でございます。

それと、放棄地につきましては、一応農用地であっても、今現在、山等になっておる場合については、非農用地など利用して転換しとるような格好でございます。その場合については、周辺がどう言っとういふか、周辺の必要性っちゅうかな、被害のないような状況で非農用地設定ができるように法律改正をされております。以上でございます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 よく鳥獣害の議論するときに、緩衝帯というか、里山というか、農地と山との間に1区画そういったものを設けたらという議論がよくあるんですけど、私は果樹園とかもそうなんですけど、何かそういった施策の中で、こういう回復困難な耕作放棄地、特に山ろく部周辺については、鳥獣害対策も見込んだような形で、都市計画の中でというところちょっと大げさかも知らんねんけど、関係する所管でいろいろ総合的にやるべきでないかというふうに思うんですけども、ぜひそういうふうな方向に活用してほしいと思うんですけど、この部分について、鳥獣害とかの観点から、何かこう、施策を打ち出せたらと思うんですけど、そういうことは今何か持ってないですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 直接鳥獣害の具体の施策というお話があるわけなんですけども、国土利用計画の中におきましては、基本的な土地の利用にかかります市としてのスタンス、これを計画をさせていただくものでございまして、具体の事業について、ここでうたと、そういうものではないということだけ御理解をいただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 せっかくこういうものができるわけですから、環境と共生を重視した市土利用というような大きな項目もあるので、ぜひ担当課にはそういうことも念頭に置いて鳥獣害等、耕作放棄地等にも対応してほしいなということを要望しておきたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに。
森上委員。

○森上祐治委員 今回の原口副委員長の質問に触発されて、私もちょっと質問したいと思いますが、22ページ7の土地の有効利用の促進の括弧の森林のところなんですけども、今、原口副委員長のほうから里山云々という話出ましたけども、私もかつて会派で勉強会で、県の森林動物研究センターに行って、そこで本も買ってきて読んだんですけども、その所長の河合雅雄さんかな、あの人の考えの中にこういうのがありました。欧米では森林文化というのがあると。ところが日本には森林文化っていうのはないんやということを言っていましたけども、ここではこの森林といわれる5行ほど非常にいいこと書かれとんですが、いわゆる森林環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場、市民のためのレクリエーション活動の場として活用しますというようなことを書かれとんですが、今も、現在でも例えば、ダムの諭鶴羽ダムであるとか、周辺にはちょっとこういう公園化されてますよね、ここはこの程度のことで終わるようなことを考えとるんか、もっと何かその森林文化というような観点でね、何かもっとその。というのは、ヨーロッパのほういうたら土曜、日曜なんか、若者とか地域の人たち、周辺の人たちが森林に行っているところ、サイクリングしたりとかね、というようなことを書かれてあったような記憶があるんですが、何かそういう積極的な施策、構想は考えられとんでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） これも先ほどのお話と共通するわけなんですけども、い

わゆる具体的にこういうものを想定してますよっていうところまでは、この中では考えてご
ざいませぬ。ただ、森林の土地の有効利用の促進ということでは、こういう例えば、市民
のためのレクリエーション活動の場等についてですね、そういうことについて活用を図っ
ていく土地として、それは森林の中で森林としての活用を図っていくものとして考えてい
いんじゃないかということで、掲げておると。そういうことをございませぬ。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私もちよつと国や県のこういう計画ですよ、何々構想とか計画とか
非常に立派な冊子で出てくるようなことを、冊子をこう、いろんな事業所なんかで見ます。
これごつとい金かかるとんだらうなど。ところが一般の市民とか県民とかほとんど知らな
いことが多いように思うんですよ。これも今ちよつとこう、説明聞いてこれ読んでたら、
非常に立派なことをいっぱい書かれてますが、この計画で終わらないようにですよ、今、
原口副委員長もおっしゃってましたけども、今後何かこう具体的な動きをしていくように、
要望して終わりたいと思います。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 今回の利用計画につきましては、総合計画も同じなんで
すけども、それと準じるような土地に関する市の考え方なんですので、今この策定に当た
りましては、いろいろ所管も入っていただいて、これからのこの10年間のこの南あわじ
市のこの将来像の考え方を、ちよつとこういうふうに今計画させていただいております。
ですから、今後はこの市の考え方を基本に、各所管でこの方向にあわせて取り組んでい
ただくものというふう理解しております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませぬか。

質疑がございませぬので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませぬので、これより採決を行います。

議案第83号、南あわじ市国土利用計画の策定について、原案のとおり可決すべきもの
と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りします。12月17日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」の声あり)

○廣内孝次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○廣内孝次委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中調査事項申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、議長に申し出することとします。

3. その他

○廣内孝次委員長 次に、その他に入ります。

ここで、委員会より、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書についての提案を検討したいと思います。

意見書配付をお願いします。

それでは、朗読いたしますので。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書。

菅内閣は、例外なしの関税撤廃を原則とするTPP(環太平洋連携協定)参加への道を突き進んでいる。11月9日「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始」する方針を確認し、来年6月には「参加」について決定すると表明するなど、その動きは急である。

日本がTPPに参加することになれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農作物輸入も完全自由化されるのは避けられない。それによって、米の生産は9割減少、

食料自給率は40パーセントから13パーセントへ低下、農林水産業及び関連産業で8兆4,000億円の生産減、350万人の雇用が失われる（農水省試算）など、我が国の農林水産業や地域社会は壊滅的な打撃を受けることになる。

21世紀は「食料は金さえ出せば輸入できる」世界ではない。地域環境の保全や食の安全・安心も切実に求められる時代である。

農業を基幹産業とする南あわじ市においては、野菜については現在の関税がレタス・はくさい・キャベツ等で3パーセント、たまねぎで8パーセントと低く、従来から高騰時及び業務、加工需要を中心に輸入が恒常化していることから、関税撤廃による直接的な影響は少ないと思われる。

しかし米の関税撤廃による影響は、国内の他産地と同様に大きく、南あわじ市では農家経営に占める米のウエートは小さいものの、水稻作は三毛作による高度な野菜生産体系を安定的に継続していくための必須作目であることを考えると、生産調整の拡大と価格低下による採算割れから面積が減少傾向にある現状に加えて、関税撤廃による価格の暴落によって栽培面積のさらなる減少が心配される。

また、酪農・畜産業が受ける影響も大きく、酪農では牛乳（飲用乳）は業務用を中心に2割が置き換わり、乳製品は、鮮度が重視される生クリームを除いて置き換わると試算されており、飲用乳生産が中心の南あわじ市においても大きな影響を受けることは確実である。

肉牛では4等級、5等級は残るが、3等級以下は置きかわると試算されており、兵庫和牛は他産地に比べ上位等級の比率が高く影響は少ないと考えられるが、関税撤廃による輸入肉の量的な拡大は全体の需給に影響し、高級和牛素牛を供給する繁殖和牛経営はほかの経営よりは影響は小さいものの、畜産業全体としては大きく影響を受けるとと思われる。

このように、これまで水稻プラス野菜、加えて畜産との連携による堆肥供給・土づくりにより、連作障害の軽減等三毛作による野菜の安定生産を継続してきた南あわじ市農業にとって、TPP締結による関税撤廃は直接的な野菜への影響は少ないとしても、水稻作及び酪農等畜産の崩壊により三毛作体系が根底から崩れる恐れがある。

したがって、南あわじ市議会は、農業及び多業種に関するすべての国民が納得できる形での施策をまず行うことが不可欠と考え、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への現状での参加に反対であり、断じて認めることはできない。

いま、我が国に迫られるのは、崩壊の危機が広がる農業を立て直し、食料自給率を向上させることである。農家が安心して生産に励める条件を政府の責任で整え、各国の食料主権を尊重した貿易ルールの確立が不可欠である。

TPPへの参加はこの方向に全く逆行し、また、外国人の看護師・介護士などの受け入れ、金融やサービス分野への外国企業の無秩序な開放なども迫られる。

よって、政府において、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ国内全体に与える影

響を十分考慮し、対応するよう次の事項について強く要望する。

記

- 1、日本農業と地域経済を壊滅させるTPPには参加しないこと。
- 2、農業の再生、食料自給率の向上が可能になる貿易ルールの確立を目指すこと。
- 3、価格保障を抜本的に充実し、農家が安心して生産に励めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

兵庫県南あわじ市議会議長、阿部計一。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、菅直人。外務大臣、前原誠司。農林水産大臣、鹿野道彦。経済産業大臣、大畠章宏と、一応こういうような案でありますけども、御意見がございましたらお願いいたします。

原口副委員長。

○原口育大副委員長　　今、原案、南あわじ市にかかわるような問題というつもりで、数字等出したんですけども、もし修正というか、間違ってるよというようなことがあればですね、またちょっとお教えいただいて、間違えのない形で出したいなと思ってるんですけど、何か気づいた点ありますか。

○廣内孝次委員長　　農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也）　　農林水産、関連の中で、8兆4,000億の生産減であるんですけども、当方の持つとる資料によりますと、7兆9,000億という数字になってるんですけども。

○廣内孝次委員長　　原口副委員長。

○原口育大副委員長　　この部分は私つくってないんですけど、日本農業新聞のTPPの解説特集でいくと、農水省試算ではGDP減少額8兆4,000億というのが出てるんで、これを使っておるのかな思うんですけど、これつくったのはどなたですか。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　これもこういう数字は、見るところの資料によって、出しところによってもう違うねんな。確かに産業省が出しとるところは、もう経済産業省に多少なりともこう、糸引いたような書き方をしとるし、農水は農水でちょっとお題にも出しとるお題、こ

これはもう、どれが正しいということはないと思うんで、どれかで調べた中の一つであつたら、もうそれでええんでないかと思うねんけどな。ほんでね、正確な数字いうのはこれだれもわからへんねんな。そやから、見る資料によつたらもう1兆円ぐらゐの変動あんのよの、これ。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちよつと印部委員に質問なんですけども、真ん中辺でね、21世紀は食料は金さえ出せば輸入できる世界ではないと出とんのやな。これちよつと意味がわかりにくいいうて、大体今いいよるTPPの関税の完全撤廃自由化いうたら、いうたら消費者からいうたら安なんのよな。だから、これやつたら輸入するには金がかかるような印象があるんとかやうかなと。ぱつと読んだときにね、思ったんですが。これやつたら輸入は金かからへん。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この21世紀は食料は金さえ出せば輸入できるという一面の裏には、地球温暖化とかそういう環境不順によって、我々が今想定できとるように人口増加もあり、食料というものは今まで金さえ出せば買えよつたけれども、関税撤廃になって関税が下がるといえども、国内自給の食料主権をやつとかんことには、いつまでも金さえ出したら買えるという時代ではない地球環境になってきとるとのことやの。いわゆる世界人口が70億、80億人になってきたら、世界的な食料自給が逼迫してきとる。TPPといえども、関税撤廃したら安いものがどんどん入ってくるというものの一面、一面に今言うたように、地球環境がそういうことになったら、農業生産物の生産量が低下するおそれがある。そのためには、日本はみずから食料主権というものをやつとかんと、食料安保に巻き込まれて、金さえ出したら食料が入るといふようなものが、途切れてくる可能性があるということはいよるのよ。決して食料は潤沢に世界じゅう回ってきませんよと。国内では常に食料主権というものを考えて、今の40パーセントを50パーセントや60パーセントに上げる方法を考えとかんと、13パーセントの食料自給率になったときに、世界の環境変化によって食料生産量が減少した場合にどうなるんかということやな。ことしの場合だったら、ソビエトにおいたら米の生産量が干ばつで物すごい落ち込んどんのよの。世界の状況見よつたらランドラッシュか、ランドラッシュいうて、もう世界の土地を借りに行つて、そこで農業生産をやつていかんといかんいうことでやりよるわけ。韓国やつたらロシアの東部やいうことで、大量の農地を借地して、そこで穀物をつくつたりしよるわけやの。もう世界は既に将来の世界の食糧難を見越して、ランドラッシュいうてもう世界の

土地を借りに行きよる時代というのがあるわけです。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 わかりました。今、後の後段のほうやな、地球環境の保全云々ということに重きをおいとるということをようわかりましたけども。21世紀・・・前半見よつたら、これ何のことかいなと、ちょっとこう誤解を招くような、括弧つきで書いとんので、だれかどっかでそういう文言があつて、それを取り込んだんかいなという印象あつてん。

もう一つね、よろしいか。これは総論は私賛成なんですよ。ただ、出だしのこと見よつたら、ちょっとこれ何かどっかの政党の文言かいなと。菅内閣は云々突き進んでいるというように、非常にきつい表現なつとんねんな。けど、これ私いろいろこうインターネットとか見よつたら、別に菅内閣が、だけが突き進んどるんじゃないわけやな。これは民主党の勢力もそら絶対ある、そうであるし、自民党の関連の議員たちもこれには賛成しとるというようなこと出とるわけや。国を挙げてやっぱりそういう危険性が今あるわけやな。どんな資料見ても、やっぱり農業は壊滅的な打撃を受けると。これはもう間違いなしに、どんな学者とかコメントで皆言うこととすわ。だから、当然これはやっぱり我々危機感持って出していかなあかんねやけども、何かこの上のほうの文言見よつたら、何かどっかの野党からやね、出しとるような印象も。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これも、もういろいろ読みよる新聞とか、その中の一つの中からピックアップしとんのであつてな、別にこれに思想的なこだわりはないねけんどやな。

ほんで、2ページ目の原口副委員長が書いてくれとるように、すべての国民が納得できる形の施策をまず行うことが不可欠と考えるっちゅうことがな、重要なところ。これがある意味では言いたいとこの半分もあるわな。別に我々はこの文章には別にこだわってないんで、そらもう皆さんのええようにかえてもうて、とにかく意見書を国へ出すということのほうももう大事なこととあつて、一字一句については、別にこだわりはない。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 今聞かせていただいて、国レベルの議論を見てると、やはり経済界と農業界、もちろんこう対立しとんねんけど、ほんまにどっちがほんまに正しいんかというのは、かなり難しい選択状況にあるので、南あわじ市議会としては、やはり農業の保全というか、そういう分野のことに、やっぱり意見として強く打ち出すほうがええんちゃ

うかなど。あんまり内閣がどうかという部分は、若干修正いただけたほうが、私はええんちやうかなというふうな気持ちがありますので、今この場ではちょっと難しいと思うんで、後でもちょっと調整いただけたらどうかなというふうに思います。

○廣内孝次委員長　　そしたら、そういうこれは私のほうでちょっと調整して、文章をちょっと多少触らせていただくということによろしいでしょうか。ほかこの2点に関しては、ちょっと私のほうでちょっと訂正いたします。一応、御一任願えますか。この2点に関しては、私のほうでちょっと検討しまして、一応、訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

長船委員。

○長船吉博委員　　賛成は賛成すんねんけども、やっぱりこの国際競争の中で、やっぱり勝ち抜いていけるような、農業にしても漁業にしても、そういう体力を温存、つくっていかないかん。そんな中で、今回は急激なこういうことなんで、賛成はするんですけども、将来的にはやはり国際競争の中で勝ち抜いていけるような農業、漁業を目指さないかんと思うんですよね。やっぱり今先ほどもこの印部委員言いよったように、今、世界各地で土地の取り合いしてます。そこへ持ってきて地球破壊、また砂漠化、将来は必ず水不足になるんですよね。水がなくなれば今いう干ばつがもう進んでくる。そんな中で、将来を見据えた水事業なり、そういうふうなものも含めた中で農業政策していかないかんと思うんで、そういう文言が一つ入れば、急激やさかいおれ賛成するけども。将来をもう少し見据えた中での農業政策づくりが必要ではないかなというふうに思いがちよっとする。

○廣内孝次委員長　　ほかに何かございませんか。

それでは、一応、今の長船委員の将来的に農業自体に体力をつけるというような施策が必要やという文言を追加して、一応、私のほうへ一任いただけますか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　ではそのようにさせていただきます。

それと、この提出先でありますけども、一応、4者のほうへ提出する案として書いておりますけども、この点に関しましてはどうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　よろしいです。4部門でよろしいですか。はい。

それではそのようにさせていただきます。

それでは当委員会で環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、当委員会から発委を行うこととします。
それでは昼食のため午後１時まで暫時休憩といたします。

（休憩 午前 11時45分）

（再開 午後 1時00分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 先ほど後刻報告しますということでありました、園芸施設共済におけます内作物、施設の中でする作物の引き受け評価の方法等について御説明します。

施設内作物、先ほどの説明のとおり、ねぎとか苺、それからカキ類等が主な引き受けでございしますが、県下、兵庫県の中で施設内の作物におきましては、施設の建築価格の平米当たりの単価に応じて、さっき説明したねぎ類等をする葉っぱ、苗類の作物区分が1。それから苺等の実のなる果菜類を区分2。カキ類を区分3としまして、施設の再建築価格当たりのパーセンテージで引き受けるような算定率表というのを採用しております。それで、この根拠となりますのは、兵庫県下のそれぞれの生産費に、標準的な生産費に基づいて率を策定しております。以上でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらそれ具体的にちょっと例挙げて言うてくれへんかな。100平米のハウスの場合に、何を植えた場合にどれぐらいの評価になるのか、何でも構わんさかい、1例挙げてちょっと説明してくれる。今の話でやったらどうも整理がわからんので、何でも構わんさかい、1例挙げてちょっと説明してくれる。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） それでは、例えばカキ類でいきます。平米当たりの施設の単価が2,000円としますと、そのカキ類は67.2パーセントを平米当たり引き受けますので、平米当たりカキ類でいきますと1,300円ぐらいが内作物の引き受け価格となります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでその被害があった場合は、免責があるんですか。それとも免責がないんですか。被害の算定条件、共済金支払いの計算はどんなようになるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 先ほど説明させていただいた中でも申しましたが、内作物の被害につきましては、当初、加入者より栽培計画というのを提出していただいています。それで、出荷前日でしたらほとんどが生産費は今の単価になりますが、例えば出荷までの半分ぐらいの分でございますと、今の1,300円の半分、650円ぐらいが損害評価となります。ただ、その生育状況とか被害状況につきましては、普及センターの技術員さんに評価というか、認定をしていただいています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから具体的にそしたら半分ぐらいが被害が出た場合は、支払いはどんなようになりますの。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 栽培している作物の面積に平米単価、先ほどでしたら2,000円をかけさせていただいて、その菊でございますと67パーセント。それが出荷直前でしたらまるまるなんです、その半分でございますと2分の1のような価格になります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、これ免責はないんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 免責は2割。支払い損害額は80パーセントでございます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 ちょっと関連で、園芸共済で、施設園芸で本体の評価というのは、例えば、パイプであったり鉄骨であったり、被覆材もビニールであったりガラスであったり、かなり差があると思うんですけど、加入するときの評価というのは、もう一回建て直すだけの評価をするのか、減価償却とか対応年数とかで年々評価が下がっていった場合は、加入できる本体に対して、加入できる金額というのは、下がっていくということなんですかね。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 委員御指摘のとおり、まず、再建築評価で計算をさせていただいて、当然、部材によっては償却を見ますので、新築で入った年から次の年は共済の掛金は下がります。ただ、お支払いする共済金を計算するときには、掛金が当初よりも下がっておりますので、保険でいう付保割合が低くなります。それで、ただ、御存じのとおり、園芸施設につきましては、ガラス質で2区分、プラスチックで5区分と、後、御指摘のいただいた、毎年施設のビニールを張りかえているとか、そういうプラスチック系については、張りかえずに償却を見るとか、いろいろな部位によって違います。ただ、償却率を掛けますので、掛金は下がっております。当然、増築とか改築をした場合は、またそのとき農家の方から評価異動届みたいなんをいただいて、再評価をさせていただいてます。以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 そしたら評価、ごっつい古い、古い古いハウスがあったときは、評価がゼロになったというようなことはないですよ。対応年数であったり、償却年数やったりが、もう普通やったら終わってしまってるようなものでもつくったりしてるハウスというのは結構見かけるんですけど。そういうやつが入ろう思ったときは、その評価というのは新築はわかりやすいんですけど、取得金額とかいろいろあるとは思うんですけど。それからずっと5年なり8年で終わったとして、それから20年ぐらいやっぱりこうつかうとか

いう場合が出てくるんですけど、そういうやつというのはどういう評価をされるんですか。ほんで、その評価に基づいて内作物の単価がかわってくるとしたら、中にはつくっとるもんは同じ評価やと思うねんけど、立派なハウスでつくってると中のもんも補償が上がる、入れ物が安いと、中のもんは同じもんつくってても評価下がるという形になるわけですかね。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） そのことにつきましては、ちょっと手持ちの資料で図りかねますので、再度調べさせていただいて報告させていただきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっともう一点、この園芸共済は、これは任意共済かな、強制加入共済、どっち。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（松本安民） 任意共済でございます。

○廣内孝次委員長 それでは、その他何かございますか。
長船委員。

○長船吉博委員 久しぶりに産業建設常任委員会に行きまして、2年間総務委員会におりましたんですけども、その前にこの産業建設常任委員会で、この南あわじ市の漁業組合長を参考人という形で来ていただきまして、漁業についての集中審議を行った。その中で、ある組合長のほうから、この中田市長は自分の政治公約としてたこつぼを年間、入れておると。それをぼちぼちええんじゃないかというようなときに、継続してやってほしいというふうな要望がありました。その折はある程度たこの漁獲高等もたこつぼの入れた成果が出ておるというふうなことの中で、今も続いておると思うんですけども、今12月、また予算の算定時期だというふうなことなんですけども、今このたこつぼ投入については、どういうふうになっておるかまずお聞きいたします。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 産卵用たこつぼの設置事由につきましては、平成17年から昨年度21年度まで5年間で約2万個、南あわじ市の海域に投入してます。今、委員さんがおっしゃったように、各南あわじ市水交会のほうも、この産卵用たこつぼの投入に関しましては、まだこの漁獲高、漁獲量とも南あわじ市の獲れる中では常にベストファイブの中に入っているというようなことで、維持ができてると。そういうふうなことから、平成21年、昨年12月にも市のほうに要望書が水交会のほうから挙がってきまして、22年度か24年度まで継続してこの事業を継続しようというようなことで今現在進んでおります。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そしたら来年も24年まで投入するというふうなことなんですけども、現実入れているところは、もう各単漁協平均して入れておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 現在、産卵用たこつぼの投入の事業に取り組んでるのは、南あわじ市水交会、5漁協あるんですけども、沼島以外4漁協が投入してます。大体平均年4,000個程度を各4漁協で投入してます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 本当に今、先ほど課長の答弁のように、成果があらわれておると。個々魚体の中でもベストファイブに入るというふうなことを聞いたんですけども、実質たこの魚価っていうんですけども、魚価なんですけども、魚価は年々、ある程度一定した魚価で推移しておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 獲れる、年々獲れる量の捕獲量にもよるんですけども、真だこに関しましては大体平均しております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 結構この魚によっては非常に上下動の多いのがあるんですけども、こ

ういうたこみたいな安定したものには、やっぱりもう少しお金を投入した中で個体をふやすと、資源をふやすということもやっぱり必要やというふうに思っております。そんな中で、ことしは特にあおりいかが豊漁ですね。どうですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今、委員がおっしゃったように、ことしに関しましては、昨年が少し悪かったんですけど、ことしはあおりいかの産卵状況が非常によくって、漁獲量の増大につながるんじゃないかといわれております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これも例年山から木を切って来て、海のほうへ投入して、卵の生みつけ、産卵場所として、かなり特に南淡漁協近辺は力を入れておる成果だと思うんですけども、そこらどうですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 南淡漁協が発祥の地というたようなんですけども、会長がずっと以前からこのウバメガシの産卵所を設置しようというようなことで、以前から実施しております、これが今、南あわじ市だけでなく、淡路島全体であおりいかの産卵の、あおりいかを、もう淡路島全体で広げようというようなことで、淡路島水交会も力を入れとります。この事業も先ほど言いました、たこつぼの産卵の設置事業と一緒にような感じで、このあおりいかに関しましても、22年から24年までの3年間継続して実施しようというようなことで、市のほうも補助をいたしております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 あおりいかも継続して24年までと一応、区切って投入するというふうなことなんですけども。

もう一点、なまこ。なまこも今ふやそうという観点の中で、糸にカキの殻をばらばらばららとつないで海に投入しとったら、なまこがそこへ卵を産むというふうなことで、そういう事業もやろうというふうなことをちらっと聞いたんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 現在、南あわじ市の水交会のほうでも、貝殻を由良のほうからいただいて、それを湾内で設置して、これは今、委員さんがおっしゃったように、垂らしてつるしておくだけでなまこの稚貝がついて大きくなると。それが下に落ちて、なまこが大きくなってくるといような事業ですけれども、現在この事業に関しましては、南あわじ市としては、直接かかわっておりません。ただし、淡路水交会のほうでこの事業に取り組んでいこうというように、淡路水交会のほうから各漁協に幾らかの補助が出てるとは聞いております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これも同様な形で、南あわじ市が補助等もする、育成期間というか、そういうことも必要ではないかというふうに思うんです。それで、皆さんも特に御承知のとおり、なまこってというのは、あれを乾燥して中華料理に使うと高級食材になるわけですよ。ですから、そういう価格的な見地からいえば、漁業者にとって非常にその、ものではないかなというふうに思うんですけれども、ここらどうなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） なまこ、こちらのほうでも南あわじ市の水産加工業者がなまこを集めてきて、中国なりそこらのほうに輸出していると聞いております。高級な食材というように、これからも水交会と協議しながらそっちのほうにも力を入れていきたいなと思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 できたらこの3点、1つのセットという形でやってほしいなど。本当に今、魚価の低迷っていうのは、もう甚だしい。ことしの秋、去年もそうだったんですけども、本ふぐが当初を出だしたときなんかだったら、養殖のふぐのほうが高値が高い。本ふぐの天然のほう安いついていう、この非常にアンバランスな魚価のときがあるんですけども、こんな不自然なことはないように、できたらこういうこの3つのいか、たこ、なまこを非常に魚価が安定しておりますので、漁業者にとって収入源に非常にいい収入源だというふうに思っておりますので、今後もう少し各南あわじ市水交会とよく協議した中で、この事業をもう少し拡大して、やはり獲る漁業より育てる漁業ということ、もっとも

っと目指して行ってほしいなと思うんですけども。お願いして終わるときです。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この市議会定例追加議案の資料のちょっと11ページについてお聞きしたいと思うんです。

サンライズ淡路グラウンド修繕工事費とサイクリングターミナル非常用発電機改修工事費についてお伺いしたいと思います。

これは指定管理をしてあるわけでした、指定管理して今何年目ですか。2年目ですか。3年目ですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 指定管理につきましては、サンライズ淡路、これが平成20年10月1日から平成25年3月31日になっております。サイクリングターミナルにつきましては、平成21年4月1日から平成25年3月31日になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 まず、そしたらサンライズについてお聞きしたいんですが、これ指定管理するときに契約上ですね、修理とかもろもろについては50万円以上の場合には修理するというような、確か契約状況であったと思うんですが、この20年の10月1日、2年前ですね、2年前に指定管理するときに将来、近い将来にこのグラウンドの修繕工事というものがあるという前提の元に、これは指定管理しとったんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） グラウンドのフェンスの修理については、以前からずっと修繕の要望がございました。ただし、サンライズ淡路のそのほかの部分、いろいろと修繕するところがございまして、フェンスの修繕は後送りになっておりました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、指定管理した時点において、指定管理期間中に将来市

において、整備はするという前提の元に指定管理をしとったということによろしい。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 指定管理については、50万以上については市が管理するという中で、このフェンスの修繕時期、それについてはまだ明確な協議はできておりませんが、やはり市の管理施設である以上、市が防災上、修理とする方向で進めてきておりました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 このたびこれ国からの交付税が補正で出てきたということで、このお金があったから急遽これは思いついてやるというものか、それとも来年度の23年度予算でやろうと思っていたものか、どちらですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 一応、計画では、この交付税自体まだはっきりとわかってなかった段階なので、23年度事業の当初予算に計上する予定で進んでおりました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ課長、指定管理料ですね、1億までであったかいな、7,000万までは同じ十何%、それを超えた場合には何%か下がるような契約だったと思うんですが、20年10月1日からですので、前年度21年度の実績はどんなようになってます。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 21年度の実績につきましては、1億円以上が13パーセントで、1,300万。残り1億円以上の差し引きが5パーセントということで、66万2,492円で1,366万2,492円が使用料として納めてもらってます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは指定管理料というのは、1年間のトータルして締めた時点で指

定管理料を市のほうへ納めるのか、それとも1カ月1カ月の決済で内払いという形で指定管理料を市のほうへ納入しとるん、どちらですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 指定管理の契約の中では、支払いの内訳はその当時できておりませんので、平成21年度については一括支払いしてもらってます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 けどこれ課長、一括支払いで一千三百何十万円ということになったら、ほら支払うほうはそれはそれだけの金を残しとけば済むことなんですけど、結構大きなお金になると思うんで、市として指定管理料の納入っちゃうものは、それは1カ月1カ月というのは面倒なことにもなるかと思うんですけど、やっぱりそれは指定管理してある相手方を決して疑うとかそんなんじゃないんですけど、以前、決してこれは悪意でなかったんですけど、ゆーぶるのときにそういうようなことも起こったんですね。それはまたちょっと経過違うんですけどね、あれは払ってあったんに持って行った人が払ってなかったというようなことで、またちょっと経過違うんですけど。結構大きなお金であるので。それ契約でいくんか何でいくんかはともかくとして、やはり月々でも概算払いでもしていくような方法のほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 先ほどのサンライズ、一括払いというのはお話なんですけども、これについては前期分で500万先納めて、夏ぐらいに納めてもらってまして、残りの800万を3月か4月に納めてもらったという経過でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 納入さえ完了すれば市としてはどうこうということではないんで、1カ月1カ月というのは、ある意味では余計なことかも知れませんがね。そこらまた適宜配慮をしていただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

それと、このサイクリングターミナルの非常用発電機の改修工事費ということなんですけど、これも指定管理してまだ1年半か、いうとこなんです。これは指定管理するときこの発電機っちゃうのはどんな状況であったんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 本来なら指定管理を受ける前に修繕といったほうがよかったと思うんですけども、私とこの報告来たのが最近なので、この非常用発電機については消防ポンプ用の非常発電機でございまして、今ちょっと作動してないんで、安全保安協会、そちらのほうで指摘事項がございまして、今回23年度当初に計上する予定で進んでおりました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、この非常用発電機っちゅうのは、今、課長言われたんですが、これはそしたらサイクリングターミナルが建設された当時から設置してあったものではないんですか。消防機関に指摘されて設置したんですか。どっちですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 当初から設置してあった機械が作動しないということで、保安協会から指摘をされて今回取りかえ工事にとりかかっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 当初から設置してあったやつが作動してないということは、いわゆるサイクリングターミナル建設当時からというように理解していいと思うんですが、既に何年経過しとるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） ちょっとサイクリングターミナルの建設当時は何年かというような、ちょっと今資料が持ってませんので、また後日報告させていただきます。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今の発電機につきましては、昭和56年に設置されたものです。それに付随した鉛蓄電池、バッテリーですが、これは今13年経過したところです。

13年前には修理は一たんされてます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、いわゆる21年の4月に指定管理するときについては、私どもあのときに質疑させてもらったのは、サイクリングターミナルは内装、眺望部分かそういうところをリニューアルして、指定管理するというふうに聞いてたと思うんですね。だからそのときにはこの発電機については、チェックできてなかったということなんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） そういうことでございます。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今回の指摘があつてと。それであくまでバッテリーですので、経年劣化で作動しなくなったということで、こっちは理解してます。それで慌てて補修と。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、今、課長が言われたように、部長は今現在はこういうことだと言うんですが、その21年4月の時点ではこれはチェックができてなくて、指摘を受けて初めてこういうことを改修するということになってきとるんですね。それはそんでええ。この改修っちゃうのは、わからんで私はこういうことはようわからんですが、発電機を部品とかもろもろをかえて改修するのか、取りかえるのか、これはどっちですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 発電機を取りかえ工事でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、もう本体を400万円に取りかえるというような理解

でよろしいですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） そういうことでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 サイクリングターミナルについても、サンライズと同様どんなような指定管理料で、どのような管理料の納入になっていますか。まだ21年やからでとらんやったら1年間分。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） サイクリングターミナルにつきましては、基本収入額が1億円以下は15パーセント。1億円を超える分については5パーセントの上乗せということになっておりまして、平成21年度の実績では利用料が5,676万程度で、使用料を851万5,268円になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 サンライズは1億円を超えたということなんですが、このサイクリングターミナルの指定管理のときの売上金額の推定がずーっと出とったと思うんですが、そういうことになりますと、当初予定よりも大分下まわるとるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 当初の予定よりは4月の先ほど食器類の入れかえ工事がございまして、それが前任者が3月末でないと出ないということで、その間4月に入ったときにその資材の入れかえ工事がございまして、若干休館日がございました。そういうことで、売上については前年より落ちておりました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 指定管理してある施設の補修についたら、指定管理の契約の中で50

万円以上の物は、当然、あれは市が必ずせんといかんというんじゃないしに、甲乙が協議して決めるということであったと思うんですが、今話聞いておりますと、サンライズのグラウンドのネット等は指定管理する時点で、既にそういうようなことがいわれておったということなんですね。それはある意味でやむを得んと思うんですが、この発電機の改修というようなことは、チェックが足らなかったんじゃないかなというような感じもするわけですね。今後、サンライズとサイクリングターミナル等でこういうような補修工事っちゃうものが、これはもう今想定されたら困るんですが、想定されとるようなことじゃ困るんですが、もうこれ以上のことは起こってくる予想はありませんか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） サンライズよりサイクリングのほうが施設的にはちょっと劣化が大きいのかなと。聞いておるのがボイラーがちょっと若干作動が鈍いということを知っていますので、今ここで次が出てこないかということは、ちょっと断言できません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 このことはこれで結構です。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございますか。
長船委員。

○長船吉博委員 ことしは非常に猛暑であったんですけども、水仙郷、これいつオープン予定しておるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 後で報告事項で報告するつもりだったんですけども、ことしの水仙については、若干つぼみで少し開花がおくれるという中で、12月28日に開園するということで進んでおります。それと、また水仙郷のスペシャルデーが1月15日の土曜日に予定されておりますので、その際については、また観光協会のほうから委員さん各位に案内が行くと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 オープンのとき、開花してるのが少なかったり、また、最後のときにもう割引して入園させたりしとったんですけども、そこらことしはどういうふうを考えておるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 今はまだはっきりわからないんですけども、その開花状況によっては、開園して無料開園という方向になると思います。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それと、これも指定管理だったと思うんですけども、指定管理はなされるんでしょうか。指定管理なされるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 水仙郷については、7月の1日から3年間指定管理しております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もう同じ業者でずっとやられるんですね。3年間やって。それで、そんな中で、ことしの入園目標というか、そういうなんを立てた事業計画的な事柄、例年と違って何か真新しいそういう企画等はあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 開園の取り組みについては、例年どおりなんですけども、一部ゲームソフトの中で、ナルキッソスというオタクのゲームがございまして、そのゲームが最終地が水仙郷になってるということで、その角川書店ですか、ナルキッソスの企画会社がポスターをつくってくれまして、それを貼っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今回そういう新たな集客目的とした事業、僕らやっぱり毎年毎年同じ

ようなことをしとったらあんまりようないと思うねんな。やっぱり目先なり、やっぱり自己努力を集客のためにしていかないかん。特にこの水仙卿というのは、土日にもどうしても集中する。その土日の天候が善し悪しによって非常に左右される。そんなんもあるんですけども、やっぱり僕らちょっと知り合いの方に今は見ごろですよ言うたら、行って来た、うわーよかったいうて、言われるわけですね。そんなん言うたら損するねんけどね。おれとこに来たら手土産持って帰らさんなんいうて。そやけども本間によかったって言うてくれたらありがたいんで、そういう集客するのをやっぱりこう、ただたんにその事業をこなすだけではなしに、やっぱりもう一つ上の段階を目指した運営をしていっていただきたいし、そういうまた指導もお願いしときたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○廣内孝次委員長 ほかに何か。
印部委員。

○印部久信委員 これ議案第86号になると思うんですが、この企業誘致及び雇用振興基金について聞きたいと思います。

条例まで、条例制定までしてこの基金を振興基金を設置するわけですが、これ現下の厳しい雇用情勢を踏まえ新たな雇用及び就業機会を創出するということなんですね。そんで、基金としてこの1億5,000万円積んどいてもこの所期の目的が達成されらんわけですが、具体的にこの1億5,000万円をどのように活用しようと今考えておられますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） この基金は地域の実情に応じた雇用対策の交付金ということでございまして、1億5,000万円の内の3分の2を緊急雇用に。残る3分の1を企業誘致による雇用創出ということで活用しようというものでございます。

私のほうの企業誘致のほうにつきましては、南あわじ市は淡路島の一番南ということで、交渉をしておりますも、やはりコストの問題が一番の障害となっております。いわゆる通行料のことですけれども、通行料に関しましては、今、政府のほうでも流動的な施策をとっておりますし、企業さんにとっては、業種によりましてすごく大きな差異が出てくるのが予想されますので、その部分を補えるような雇用面でのバージョンアップを図りまして、その優遇措置分をこの基金で活用したいと考えております。優遇措置の見直しにつきましては、他市の状況を比較しながら現在検討中でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　この5,000万円についても、後ほどまた聞きたいと思うんですが、残り1億についてはどういうふうにご考えておるんですか。とにかくこの条例を読んでおられますとね、この条例を見ておられますとね、とにかくこの厳しい雇用情勢を踏まえてということで、とにかくこの1億5,000万円を使って早急に雇用とか就業の機会を創出するように求めているんでないかというふうにも思うんですね。これを読んでおられますと。それが基金に属する現金は金融機関へ預金、その他最も確実な有利な方法で保管してとか、そんなこの基金をとにかく積んでというようなことなんですけど、私は国の、国としてもそのお金を使って早く少しでもというような気持ちの元に、この補正च्छゅうのはこれ交付されてきとると思うんですよね。この条例見とったらゆっくり、ゆっくり積んどいてぼちぼちやらんかच्छゅうのような感じなんですけど。こうではなしに、もっとやっぱり市も早急にこれを具体的な考えを出していかんといかんように思うんですがね。この1億はどんなようにつかおうと思われとるんですか。

○廣内孝次委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　この基金、1億5,000ということにしておりますけど、区分けははっきりとはいたしておりません。できるだけ企業誘致を図って、その企業誘致を図ったことによって雇用対策ができていくということが、理想的でございますので、数々企業誘致があれば、1億5,000万全部それに投入するということもありうるわけですが、今のところまだまだ幾らかこれで幾らかこれというふうには決めておりませんので、柔軟に対応したいと思っております。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　今、副市長言われたようにね、あんまりこの枠に縛られるんじゃなしに、やっぱりこの1億5,000万च्छゅうのは、もう機動的にやっぱりつこていかんと値打ちないと思うんですね、このお金च्छゅうのは。ほんで、どんな使い方すんのは私どもに今急にどうこう言われてもなかなか提案でけらんのですが、これはもう役場、市の職員がかかっているいろんなことを考えてやってもうたらええと思うんですね。ほんで、このやっぱり1億5,000万च्छゅうのをできるだけ有効に使ってもらって意味のある使い方をしてもらわんと、国も何のためのこの交付金かわからんと思うんですね。

ほんで、この今、副市長が今言われた企業誘致でも何でもということなんですけど、今の企業団地の現状ですね、現状はいつも聞いておるんですが、その後、その後今の現状からお聞かせいただけますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 現在は企業団地におきまして、11社が立地しております状況でございます。あと2区画あいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 一遍、前も聞いたかと思うんですが、正確に聞いてなかったと思うんですが、この今現在の企業団地に企業が誘致して企業活動が行っておりますがね、このいわゆる今現在の企業団地における固定資産税の総額っちゃうものは、減免とか減額は別にして今、通常固定資産税をかけた場合、どれぐらいの固定資産税収入になります。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 全体で固定資産税の内訳ですけれども、対象が11社ございまして、土地につきましては、土地の固定資産税が777万6,000円。それから家屋につきましては、4,358万1,000円。それから償却資産ですが、まだ2つの業者におきましては、償却資産の関係が評価が出ておりませんが、残りの部分につきましては、4,080万。合計いたしまして9,215万9,000円でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長の説明で土地の固定資産税が七百何十万、ちょっと私低いなという、ちょっと印象を受けたんですが、これは土地の1坪当たりの固定資産税評価額は何ぼですか、企業団地は。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 評価額は区画によって違いますが、評価額とまた売り値とは全然違いますので、ちょっとこちらのほうは税務課のほうで確認しないと、今資料は持ってございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

- 印部久信委員 土地の固定資産税が七百七十何ぼと言うたんは、間違いなかったかな。
- 廣内孝次委員長 企業誘致課長。
- 企業誘致課長（北川真由美） 間違いございません。
- 廣内孝次委員長 印部委員。
- 印部久信委員 トータル9,000万。
- 廣内孝次委員長 企業誘致課長。
- 企業誘致課長（北川真由美） 評価額じゃなくて税額でございます。
- 廣内孝次委員長 印部委員。
- 印部久信委員 ですから、今とにかく税額でトータル9,000万円余りということ
なんですが、今はとにかく5年間は固定資産税の減額期間があると思うんですが、これは
今の企業は、もうすべての企業はこの対象ですか。
- 廣内孝次委員長 企業誘致課長。
- 企業誘致課長（北川真由美） 現在、課税免除をしている業者が11社中4業者が、
今現在、課税免除の対象となっております。
- 廣内孝次委員長 印部委員。
- 印部久信委員 課税免除の企業は4社で、後の、ということは7社はすべて固定資産
税課税されておるといふことよろしいんですか。
- 廣内孝次委員長 企業誘致課長。
- 企業誘致課長（北川真由美） 5年間の課税免除の期間が過ぎたということござい
ます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課税免除をされておる固定資産税は、確か4分の3が国からの交付税と。4分の1が市からの持ち出しということだったと思うんですが、それでよろしいですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 委員おっしゃるとおりでございますけれども、4業者の内、企業立地促進法の同意計画を得たときの指定業種に当てはまっていたものでなければ、75パーセントの交付税算入されませんので、その業種に値するのは4業者の内2業者でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この固定資産税の免除なんですが、これは南あわじ市の企業団地にだけ企業を立地して企業活動をしている企業を対象になるのか、南あわじ市の他の土地において企業を活動をしている企業にも対象になるのか。それはどうなるんですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 南あわじ市全体でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、企業団地以外でこれの対象になる企業は南あわじ市では何企業あるんですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 今、企業団地以外で減免対象者になっている企業は1業者ございますが、指定業種に当てはまりませんので、交付税算入されないこととなります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうところは、市からの一般財源からの減免対象にはなるんですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それから、新規雇用の新しい職員に対しての補助金が一人当たり10万というようなことなんです、22年度、22年度で南あわじ市でどれぐらいの対象者に対してどれぐらいの奨励金を出していますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業団地内では2人でございます。それから企業団地外で7名でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 新たに企業団地にサンヨー電機が進出してきたと思うんですが、まだその会社のことについては、まだ適応はされてないんですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） サンヨーエナジーさんにつきましては、21年度で対応しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 21年度でどれぐらいでしたか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 新規雇用の関係では4,080万でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで大体のことはお聞かせ願った、聞かせてもらったんですが、先ほどの話に元へ戻りたいんですが、この5,000万円ですね、副市長は物によっては別にこだわらんと1億5,000万円使ってもらって結構ですということなんですが、課長自身、これ具体的にどんなように考えてますか。先ほど言うてましたけれども、もうそういうことでは早急性がないと思うんですが、何かいい妙案がありますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 先ほど言いましたように、優遇措置の関係で他市の状況と比較しまして、それに負けないようなバージョンアップを考えて今検討しております、3月には条例改正へ持っていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ課長、このバージョンアップはいいんですが、これをその企業に進出してくるであろう企業に、これはどういう方法で今、南あわじ市は知らしめておるんですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 新聞広告でありましたり、ホームページ、それから神戸新聞のホームページ、それから展示会などがございます。企業に関する展示会などがございまして、そのときにブースを借りましてPR等しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは島内、島外を問わず年間企業誘致課の元にはどれぐらいの企業から問い合わせがありますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 最近は社会情勢の状況から、問い合わせ等はかなり少なくなっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ならば、こちらのほうから営業活動的なことはどのようなことをされておるんですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） できるだけ情報収集に努めておりまして、ある企業さんのところへ行くにはだれかの紹介をしていただくとか、そういったふうなことでございます。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございますか。
印部委員。

○印部久信委員 すんません。そしたら、1カ月ぐらい前ですか、木材でつくった魚礁、木材でつくった魚礁であったと思うんですが、新聞にも出とったと思うんですが。あれは新聞を読んでおりますと、市が直接関係なくして、業者が補助金をもらったのかどうか知りませんが、業者があれを魚礁をつくったということなんですが、まずこれ、この辺のことちょっと説明していただけますか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） この事業に関しましては、木材を利用した増殖場の開発事業というようなことで、水産庁が実施しております。これによりまして、総事業費4億1,000万水産庁がつけまして、全国版と地域版というのがあるんですけども、その全国版のほうに南あわじ市の3社の業者が共同で提案して、水産庁のほうへ申請、で交付、決定を受けて、22年度からの事業なんですけども3,000万ついております。そういうことで、これは民間業者が実施するというようなことで、国から100パーセントの補助というようなことで、11月の22日に湊港のほうで試験礁ということで4基、木材を間伐材を利用した、木材を入れた魚礁を1つ、それからぐり石を積めた魚礁を1つ、それから竹を積めた魚礁を1つ、それから何も入れない魚礁というものを4つの魚礁をこしらえまして、沼島の沖に確か11月24日に沈設をしております。そういうようなこの事業

の中から、この事業の中で、1基150万程度の魚礁なんですけども、3カ月に1度効果調査をして、3カ月ごとに効果調査をして、どのような、どの魚礁が効果があるかというようなモニタリングの調査を実施していくと。そして、木材を多く利用するような目的で水産庁が実施していますので、3年に1度その木材を、間伐材のほうを取りかえるというふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、とにかく水産庁の事業を、民間業者が取り入れてやったということなんですけど、そしたら、これ、この魚礁を沼島沖に沈めたんかな。場所はどこ。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） これ沼島の沖、大体水深14メートルのところに、50メートル間隔で4つの魚礁を入れたと聞いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、これは市の水産課は直接関係なしに、業者と漁業組合とでやっとならぬですか、これはまず。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） これは、水産庁の事業で、あくまでも水産庁が全国版ということで、民間団体等を対象に公募をしまして、それに南あわじ市の3社の業者が共同で提案して、申請、交付、決定を受けとる事業なんで、市とか、漁協は魚礁を入れる関係で協力はしてもらってますけども、ほとんどこの3社の業者が主体で行っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これは沼島の漁業組合の人は、もう一切無償でこの魚礁の実験に協力しとるといふようなことではないんですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 当然、試験礁ということで、4つの間伐材、ぐり石、竹、何もない魚礁というようなことで、当然、沼島漁協のほうで協力していただいて、魚礁としてどの木が効果があるかどうかはわかりませんが、これからの効果調査の結果次第になるわけなんですけども、漁協もそれを魚礁を入れていくことによって漁場が広がればというようなことで、協力をしていただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうすると、今後これから先の魚礁を沼島沖に設置する経費、それから、この魚礁がどのような状況にあるかということを観察していく経費等は、もうすべてこの業者持ちで水産庁との間でやっていくということによろしいか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） あくまで先ほどいいましたように、この事業全体で全国版と地域版とあるわけなんですけども、その内の4億1,000万、その内の全国版が1億2,000万程あるわけなんですけれども、22年度この3社の業者は3,000万の交付決定を受けて事業を行ってます。その中で、先ほど言いましたように、1基150万程度、それを4基ですので、その後の分で、後の効果調査、それから間伐材のやりかえ等、沈設の費用等が出てくるんじゃないかなと思っております。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございませんか。

それでは、ないようでありますので執行部からの報告事項がありましたらお願いしたいと思っております。

それでは、ないようでありますのでこれで閉会したいと思います。

閉会のあいさつを原口副委員長、よろしく申し上げます。

○原口育大副委員長 本日は慎重審議、付託されました案件につきまして、慎重審議いただきましてありがとうございました。これにて産業建設常任委員会閉会いたします。

（閉会 午後 2時00分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年12月15日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次